

## 会議録

日 時	平成29年11月13日(月) 18時30分～20時15分
会 場	北広島市役所1階 多目的室4
出席委員	渡邊会長、福与副会長、西澤委員、堀委員、斉藤委員、柳田委員、数納委員、成田委員
欠席委員	重山委員、中山委員
市出席者	千葉子育て支援室長、記内児童家庭課主査、金田児童家庭課主事

- 事務局            それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回北広島市子どもの権利推進委員会を開催いたします。私は本年4月から総務部から子育て支援室長として異動してまいりました千葉と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また日頃から当市の子どもに関するいろいろな施策や行事等にご協力いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。
- 本日は子どもの権利に関する推進計画の進行管理の状況と、今年度3年目となりますこの計画の来年度に向けた改定に関する事項について、第1回目ということで、ご教授いただく場としてございます。
- 議事に入ります前に、人事異動などによって委員の一部の方が変更されていきますので、私から各委員の方を順番にご紹介させていただきます。

(事務局が各委員紹介)

                        それでは早速ではございますが、会議進行につきまして、渡邊会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 会長            これから第1回北広島市子どもの権利推進委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。それでは日程2番目の「北広島市子どもの権利に関する推進計画の進行管理」について、事務局からお願いいたします。

- 事務局            (資料1に沿って説明)

- 会長            ありがとうございます。では、委員の皆様から、北広島市子どもの権利に関する推進計画の進行管理について、何かご質問等ございますか。

- A委員            資料1の3ページ3段目「健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援」の件ですが、昨年度は市に産婦人科を誘致してほしいということをお願いした際に、今後産科の開業補助を考えているということと、現状として市外へ行かなければ産科がないので市外へ行くための交通費等の補助を予定しているということで、ご回答をいただいたのですが、その後の進展はどのようになっていますか。

## 会議録

---

- 事務局 所管しているのが健康推進課なので分かっている範囲でお答えします。  
おっしゃるとおり現在市に産婦人科がないものですから、他の診療科目も含め要望のある部分については、市にきていただくような対策を来年度の推進計画の中で打ち出される場所なので、その計画の中で何らかの形で事業として出る予定になっているとは聞いております。
- A委員 昨年度も同じようなご回答をいただいたのですが、今年度にはその内容が盛り込まれていなかったということですか。
- 事務局 おそらく昨年度までは検討しますというところで止まっていて、実際に計画までには至らなかったということだと思います。計画に載せるということは予算付けするなど、実行性が高まるというような形になっていきますので、まだ計画の内容は今の段階では決定していない状態だと思います。
- A委員 身の周りのお母さん方から、市外の恵庭や札幌の産婦人科へ行くのがやはり負担だという意見を聞きます。上の子がいるとどうしてもちょっと考えてしまうということなので、市への産婦人科の誘致を急いでほしいと思って聞いてみました。
- 事務局 健康推進課にもそういう意見があがっているということを担当課のほうに直接伝えます。
- 会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。
- A委員 もう一つご質問させていただきます。この件も昨年度の推進委員会の際に意見をださせていただきましたが、資料1の8ページ3段目「学校教育での他言語等の子どもの支援」の件です。  
ある親が外国人の方で、子どもはある程度子ども同士で日本語をしゃべるので分かりますが、大事な内容を伝える際に日本語だけのお便りだと、どうしても読めないというのを聞いて、それに対応する英語での通知をお願いしたいということで昨年度に意見をだしたのですが、その後実際に近所に住むそのような外国人の方からお話を聞いたところ、まだそのような実施されていないと聞きました。今後の実施についてどのようになっているか教えてください。
- 事務局 所管しているのが教育委員会なので確認してみないと詳しくどのようになっているか分からないのですが、次回の委員会の際にご回答させていただくということではよろしいでしょうか。

## 会議録

---

- A委員           はい。
- 事務局           補足をいたします。昨年度の推進委員会でご意見等をいただいたことは担当課には申し伝えているところですが、現在の進行状況について確認をさせていただきます。
- 会長            ありがとうございます。他にご質問等ありますか。
- B委員            団地児童センターを利用している保護者の方で、先生がちょっと怖くて子どもが行きたがらないという意見を何人かから聞いたのですが、児童センターでアンケートをとるなどして、保護者の方からそのような意見が出ているか教えてください。
- 事務局            団地児童センターと大曲児童センターは委託しており、社会福祉法人で指導員がいるのですが、市から児童センターへ指導員のことや運営についてのアンケートとかは特別とっていません。  
また、市に保護者や住民の方から児童センターの指導員についての苦情とかは入ったことはないです。
- B委員            私が主任児童委員を兼ねているので、多分その保護者の方は児童センターには直接言えないことを、どこに相談したら良いか分からなかったので、私に相談をしたのだと思います。
- 事務局            そのようなときは、市役所の保育課に相談していただけたらと思います。  
また、そういった意見も直接言いづらいこともありますから、アンケートなども少し考えてみます。  
団地児童センターの先生が怖いというのは、どういった怖さなのでしょう。
- B委員            何人かの子ども達の話では、目が怖いとのこと。子ども達の話なので、何かがあって先生が怒ったかもしれませんが、その辺の事実関係を市で把握していたらお聞きしたくご質問をさせていただきました。  
もうひとつよろしいですか。S C通信について、メール配信もされるようになりましたが、メール配信はくるのにS C通信ではこないことがあります。民生児童委員の中ではメールを登録していない方もいらっしゃると思いますので、メール配信はくるのにS C通信ではこないものの違いを教えてください。
- 事務局            所管しているのが教育委員会なので確認して次回の委員会の際にご回答させていただきます。

## 会議録

---

- 会長                    ありがとうございました。他にご質問等ありますか。
- (委員等質問等なし)
- 私から質問させていただきます。さきほどの西澤委員の話にあった児童センターへの相談の件ですが、児童センターの中には苦情システムって作ってないのですか。
- 事務局                 児童センターには苦情システムというものはないです。
- 会長                    社会福祉法人で行っているということは、児童センターは施設ということですか。
- 事務局                 施設はあくまでも市のもので、中身の運営だけを社会福祉法人に委託している形です。
- 会長                    今は社会福祉施設関係については、全部苦情システムを作らなくてはいけないとなっております、そこを利用する方のクレームなどは、きちんと受けなければいけないとなっております。
- そこの辺りをもう少しきちんとしてあげれば、そのような苦情を出てもすぐに対応が出来たりするのではないかと思います。
- 事務局                 例えば、児童センターにアンケートを入れる箱を設置するなどして、意見を聞くということですね。わかりました。
- 会長                    子ども達がそこで生活している施設なので、きちんとした対応を取るべきだと思います。そこところが話だけでは分からなかったもので、そういった苦情システムがきちんと出来ているのかどうかを確認したかったのでお聞きしました。
- 他にご質問等ありますか。
- C委員                 子どもの権利相談カードは全児童・生徒に行き届いているのですか。
- 事務局                 子どもの権利カードは毎年作成をして、つい先般 11 月が権利月間と虐待防止月間が重なっているものですから、合わせて各小中高まで配布しております。

## 会議録

---

- C委員 昨年度の委員会の際に、子どもの権利カードの彩りが淋しくて子どもの目に留まらないという意見を出したのですが、改訂版みたいなものは出ていないのでしょうか。
- 事務局 それについては随時見直しを行っていきたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。
- A委員 市ではフリーダイヤルの子どもの権利相談の電話はないのでしょうか。
- 事務局 フリーダイヤルはありませんが、子どもの権利の電話相談窓口はあります。
- A委員 市に直接つながる無料の相談電話はないのでしょうか。
- 事務局 今は開設してないです。
- A委員 子どもの権利相談の電話相談の窓口時間は、平日の10時半から17時までだけですか。
- 事務局 はい。市では平日に子どもの権利相談の電話を受け付けています。
- A委員 子どもの権利相談開始時間の10時半には授業がもう始まっていますし、相談終了時間の平日17時には中学生はまだ部活などで帰ってきていない状況です。  
しかも、土・日・祝日は行っていないとなると、子どもの権利カードに24時間対応はここだよという風に何か別の相談窓口を追記できれば良いと思います。
- 事務局 そうですね。いろんな相談窓口があるので、子どもの権利相談に限らず、どこかに繋がれば、まずは良いのかなという考えがあります。本人が迷ってしまわないよう相談窓口の掲載方法、紹介方法を検討していきたいと考えております。
- 会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。
- (委員等質問等なし)
- 私から質問させていただきます。

## 会議録

---

昔、市で相談機関の打合せ会議が年1回位行っていました。私が昔、天使の園の職員だった時に、市内の年寄りから障がい者から子どもから全部の相談機関を集めて、みんなで関係機関を調べたことがありました。その会議はもう行っていないのですか。

○事務局 各種相談員の交流会や情報交換の場というものは、社会福祉協議会が主催で年1回位行っています。

○C委員 社会福祉協議会から手紙をいただきまして、7月頃に各種相談員の意見交流会がありまして、12月頃にばる亭などで交流会をやっています。

○会長 そうすると、社会福祉協議会にいけば各種相談機関の一覧表があるのですか。

○事務局 社会福祉協議会に各種相談機関の一覧表はありますが、子どもの部分については、家庭相談やひとり親世帯の支援になっていまして、子どもの権利の部分については現状ありません。

○会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

(委員等質問等なし)

私から質問させていただきます。

子どもの権利の電話相談 17時までという件です。

昔は中央児童相談所も17時までだったのですが、結局子どもたちの相談の電話がいつも夜になってからくるということで、それに対応するため、児童家庭支援センターが出来たという児童福祉法の経過があります。

ですから、例えば、市で子どもの権利相談が17時までしか対応できないのでしたら、天使の園、ふくじゅ園と契約して、そこに相談をバトンタッチするような連携は無理なのでしょうか。

○事務局 無理ではないと思います。

○会長 そうすれば、子ども達は市役所での相談がダメだったら、天使の園の児童家庭支援センターに相談することができます。

ですから、そのあたりのルートをきちんとすることによって、子どもの権利が変わってくるのかなと思います。

## 会議録

---

他にご質問等ありますか。

○D委員 新しい社会的養護事業が国から出てきて、児童福祉施設は揺れに揺れている状態なのですが、その中で今までにも増して、里親さんの増加というのがいわれています。

現状どうなのかということが少し児童養護施設で働く人間としても見通しがたたないところなのですが、市で平成30年の具体的な施策をとということで、何年何年という短いスパンで具体的に進めていくようにということで行われていると思いますが、里親を爆発的に増やそうという中で、こういった形で児童養護施設に盛り込んでいくのか、その話を聞かせてください。

○事務局 今後については、家庭的養育をメインで、施設については小人数化、また、里親の委託とかを増やしていくなど国で示されていて、今後についての動きについては、今回の計画の見直し中で盛り込んで来年度以降の計画に加味していきたいと考えております。

○D委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○会長 他にご質問等ありますか。

○A委員 今、報道等で行われている子どもの貧困については、市ではこういった取り組みをこれからしようとしていますか。

○事務局 子どもの貧困対策に関しては、来年度2018年の推進計画の中で、まず貧困についての実態調査をしていくということで、今は考えております。どういう実態なのかというのを、まず来年度に調査してその把握したのを市として、子どもに対する貧困に何か対策、対応、施策ができるのかということを検討するというので、まずは実態を把握するというのを来年度やります。

○会長 ありがとうございました。他にご質問等ありますか。

(委員等質問等なし)

私から質問させていただきます。

最初の資料説明の際に、子どもの虐待件数は平成27年度が62件、平成28年が90件と言っていましたが、30件ほどプラスになっています。

その子ども達の行き先のほとんどは在宅か施設か里親なのか教えてください。



## 会議録

---

- 事務局           ほとんど在宅です。
- 会長           在宅であれば、どれくらいの頻度で家庭訪問しているのか。そここのところ教えてください。
- 事務局           虐待の種類が身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、精神的な虐待などがあるので、家庭訪問の頻度はケースバイケースです。
- 会長           平成24年度に30件だった虐待の通報件数が5年間の間で3倍に伸びています。虐待件数が3倍に伸びてきている中で、子ども達の行き先がほとんど在宅であるというお話ですが、在宅でどのくらい虐待が改善されているのか。そういうところを教えてください。
- 事務局           先ほど言った4つの虐待の割合でいいますと、身体的虐待が15件で16.7%、性的虐待が1件で1%、ネグレクトが16件で17.8%、心理的虐待が58件で64%ということで、心理的虐待の件数が顕著に伸びているということで、ほぼ家庭内での面会のDVが一番多いです。
- 会長           DVが多いのですか。そうするとDVで母子については母子生活支援施設を選ばせてる状態ですか。
- 事務局           さきほどご質問にあった虐待の対応としては、施設に入所されている、里親に入っているところが1件。在宅についても安全確認のできたところが1割程度ということで、あとは相談員が面接を頻繁に行いながら指導しています。  
また、当然相談員だけではなくて、学校やいろいろな施設とかと連携をとりながら、市の保健師も中に入りながら行っているというような状況です。
- 会長           要保護児童対策地域協議会で関わっていくというのは分かるのですが、DVが58件もあるというその件数の中で、在宅というのはすごいことと、その分家庭児童相談員の方が大変ではないですか。
- 事務局           はい。家庭児童相談員を1名増員したという部分もあるのですが、児童相談所の福祉司が入って、家庭指導をすることもありますし、相談員も同行することはあるのですが、家庭訪問して面談という部分だけではなく電話相談で対応することもあります。  
児童福祉法の改正で児童相談所が指導しているケースについても、地域の支援の方がより良いだろうという判断をなされた場合については逆送致という仕組みが出来上がりました。



## 会議録

---

ですから、その家庭の支援を市に戻すというところが始まろうとしています。家庭児童相談は増えてくるとは思うのですが、そのような対応を含め1名増員という形で対応させていただいている状況です。

○会長 国では、在宅でということは基本的な考え方と思っています。  
ただ虐待件数の90件のうちの1番多い58件がDVで、在宅の訪問指導となると、相談としてはかなり大変ではないのかなと思います。家庭児童相談員が1名増えたのですが、大変ではないですか。

○事務局 大変なのは間違いないと思います。DV関係については警察に通報がいき、そこから児童相談所を通して市にくるようになってきているので、面前のDVの案件は警察が1度介入していることが多いというのがあります。  
虐待についてはどこから情報が入ったかというのは集計をとりますが、昨年度は警察から児童相談所を通してというのがかなり多かったです。

○会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

(委員等質問等なし)

よろしいですか。

それでは日程3番目の「子どもに関する実態・意識調査」について、事務局からお願いいたします。

○事務局 資料2、3をご覧くださいませでしょうか。  
資料2はスケジュール案となっており、資料3は子どもに関する実態調査で、次期計画策定の参考資料とするためにアンケート調査を行います。

まず、本日1回目の委員会を開催させていただきまして、計画の進行管理、それからこれから行うアンケート調査の中身について、ご審議していただくというところがございます。アンケートは、前回の3年前ですと3週間程で行っているのですが、このアンケートを行いまして、その結果を受けて、それから計画の全体案などについて来月12月に、ご審議していただくということになっております。

その後、パブリックコメントをひと月行いまして、パブリックコメントの結果などを踏まえた全体のまとめの素案を、平成30年2月に第3回目の委員会でご審議していただきまして、平成30年3月に計画策定を最後に進めていく予定を考えているところです。

## 会議録

---

アンケート調査の中身についてですが、資料3をご覧ください。小学4～6年生用と中学生以上用として用意しております。前半に1ページから7ページまでのものが小学4～6年生で、後半に中学生以上用のを綴じております。

アンケートの中身については、前回の策定する作業の中で行ったものと内容についてはほぼ変わらないものとしております。若干記載の文言などは整理していますが、前回の3年前に行ったアンケートとの比較という意味でおおよそ同じものにしております。

前回のアンケートにつきましては、1000人を対象に行いまして回答率455枚、合計45.5%となっております。アンケートの中身についてですが、資料3の2ページ目をご覧ください。下段の方にふだんの生活についてお聞きしますという間で、一番「ほっ」とできる場所はどこのような場所かという部分で、前回の結果でいいますと、大半が家とか自分の部屋だったのですが、中には「とくにない」といった回答もあります。少し気になる部分で、再度こういう部分でのアンケートの確認をとりたいと思います。

資料3の3ページ目の問7ですが、こちらについては自己肯定感についての問になっております。これについての結果につきましては、「自分のことが好きだ」という部分で「そう思う」「まあそう思う」だとか、「自分は他人から必要とされている」という部分で「そう思う」「まあそう思う」という部分で、小学生では70%以上あったのですが、中学生以上では50%から60%位でやや低めになっていまして、その部分につきましても子どもの権利条例がスタートしてもう5年経ちますので、その中でどう動いていけるかなと一つの指標になるのかなと考えております。

資料3の4ページ目の問9になります。こちらについては市内にある施設を利用したことがあるものはどれですかという問なのですが、こちらについてはある程度住んでいる居住区域を確認する設問が別にあります、地域別に利用する施設を、確認することができると考えております。

資料3の6ページ目では、子どもの権利条例のことを知っているかどうかの問になっております。前回の3年前のアンケートでは施行してからまだ間もないということから、認知度は大体2割程度にとどまったのですが、今回のアンケートでどれくらい伸びてきているか、これまでの啓発の成果を確認する部分であるので、前回と比較したいと思います。

資料3の7ページ目の問16なのですが、子どもの意見表明についての問になっております。前回の結果からは地域で行うお祭りのボランティア活動についての意見表明の機会というのも少なかったというところもありまして、町内会のイベントに参加するためのガイドということで、子どもの参加ガイドを作成しています。ガイドの効果がすぐに出るのかという部分もあるのですが、その辺の部分も確認できるのではないかと考えております。

## 会議録

---

中学生以上用ですが、文言等は小学生用とはだいぶ違うようになっておりますが、中身については、ほぼ同じものになっております。

それではアンケートについての説明を終わらせていただきます。

○会長            はい、ありがとうございます。アンケートの中身について何かご質問等ございますか。

○D委員            児童養護施設で要保護児童と呼ばれている子どもたちがたくさんいて、日頃から接していて、ちょっと思ったのですが、内容についても子どもが答えやすいとか、子ども目線に立って考えてくださっているのだろうと思うのですが、たぶん児童養護施設の4年生の子の中でも読めない漢字がたくさんある気がします。

例えば、おそらく小学校の学年別の習得の漢字で難しいところはふりがなをふっていただいているのだと思いますが、本当にふりがなを必要としている子ども達は、学力がやっぱり落ち込んでいたり、そういう学習の機会が阻害されていたりということなので、おそらくもう少し優しく記載しても良いのではないのでしょうか。

○事務局            出来るだけ全ての漢字にふりがなをふった方が良いということですか。

○D委員            はい。中学生の方も、全部とは言いませんがもう少しふりがなをふっても良いと思います。一緒に中学生の宿題をやっている立場からすると、難しいだろうなという感じがするので、実際に集計してみたらどうなるか分かりませんが、そういったことも加味していただけたらと思います。

○会長            ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○A委員            アンケートの選択肢の追加もできますか。例えば、問6の悩みを誰に相談しますかというところで、この中に入っているのはもちろんですが、SNSや、自分のことを何も知らないところにネットを使って相談するという子が結構多いです。ただこの○をつけてくださいとなっているところにその他もありますが、子どもはその他というのは書きづらいと思いますので、この時代なので、そういった選択肢があると書きやすいかもしれません。

○事務局            ありがとうございます。選択肢に追加します。

○会長            ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

## 会議録

---

○C委員 同じ問6のところですが、小学校4年生からの方は、あてはまるものに1つだけ○をつけてくださいで、中学生の方は問6でいくつでも○をつけてください。この違いはどのようなのでしょうか。

小学生でも誰に相談するかが複数○をつけたい人もいるのではないかなと思いました。

○事務局 ありがとうございます。修正します。

○会長 他にご質問等ありますか。

(委員等質問等なし)

資料3の5ページ目の問12で、「あなたと話をするときの保護者のこと」と保護者のことが書いてありますが、子どもの権利の信念の中には友達同士からの権利侵害だとかもあるのではないかと思います。

友達同士の侵害については、学校でいじめとか何かのアンケートをしているから良いのかもしれないですけども、ただ今年北海道のいじめが8000件以上になったということが出ていましたので、そのところ、子どもの親との権利条約の部分と、子ども同士で学校にいる時や遊んでいる時の友だちから、「話を真面目に聞いてくれていますか」といった、そういうようなことは権利に該当するのかなと思ったりもしたのですが、学校でそのようなアンケートか何かは行っていますか。

○E委員 学校のいじめアンケートでは、問を変えて、「話を真面目に聞いてくれていますか」とかではなく、「いやな思いをしたことはありますか」とすると爆発的に件数が伸びました。

状況によって、個別にも話を聞いています。もし重大案件があったのなら、三者委員だとかを立てて対応しますが、そこで解決できそうなことであれば、学校と親とで対応しながら解決していく形です。

最近では、知らないおじさんよりも、知っている人や親族に殺される事件が多いので、少し危惧しています。

学校ではアンケートを3,4回位はやっています。今回も11月でやっており、今現在集計をしています。

○会長 学校で集計をとったものは公には出さないのですよね。

○E委員 はい。公には出していません。

## 会議録

○会長 私たちがこうやって子どもの権利推進委員をさせていただいていると、北広島市の子ども達の状態というのはどうなっているのかというのが、とても見たいし聞きたいなという気もあります。

ですから、色々な状況でその中で子ども達同士の中で権利がきちんと守られている、尊重されているのかそういうところをもう少し聞ければいいなという気がします。

他にご質問等ありますか。

(委員等質問等なし)

それでは、来月 12 月にはアンケートの結果をまとめていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

日程 4 番目の「その他」ということで事務局から何かございますか。

○事務局 今月 11 月は、子どもの権利月間ですが、もう一つ国で定めている子どもの虐待防止月間となっております。市では児童虐待防止講演会を 11 月 28 日に行うようになっております。そのチラシを配布させていただいているのと、あとは虐待防止相談カード、子どもの権利カードと同じタイプのカードでオレンジ色のカードをご用意させていただきましたので、どうぞお使いいただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長 その他、委員の皆さんから何かご連絡や確認しておくことはないですか。

○E委員 第 2 回の委員会の日にちについてどのくらいで分かりますか。

○事務局 日にちは調整させていただき、早めにご連絡させていただきたいと思います。

○C委員 提案なのですが、この施策を精一杯読んでもなかなか頭に入ってこなくて、より良い子どもの権利を推進していくためには、どうしたらいいのだろうと思って悩むのですけれども、例えば他市町村では子どもの権利を広げるのにどんな施策をして、どういった課があってというまずは近いところで札幌市を見学とか研修とかそういうことを私たちが希望してよいのでしょうか。

出来れば見学をしたり、研修の場があれば、こういった検討も少しは内容が深まるのではないかと思います。

○事務局 子どもの権利の条例につきましては、北海道内でいいますと条例がある市というのは 5 か所位しかなくて、石狩管内では札幌市が先行してしまっていて、あとは北広島市しかない状況です。

## 会議録

---

他市にも同じような施策はもちろん行っていますが、子どもの権利に特化した施策を行っている自治体は非常に道内に少ないのが実態です。

いつとかは今は言えませんが、見学などのそういう機会が設ければということで努力をしたいと思います。

○C委員           できれば市の職員と一緒にいけたら、なおいいなと思いました。

○会長            ほかはよろしいでしょうか。それでは、第1回目北広島市子どもの権利推進委員会を終わりたいと思います。ご苦労様でした。